全Ｌ協保安３０第１７号
平成３０年６月５日

正　会　員　各位

（一社）全国ＬＰガス協会

液化石油ガス法器具省令に関する通達の改正について（お知らせ）

標記につきまして、経産省より「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について」（通達）が改正（新規制定）され、標記省令を平成３０年６月１日より施行する旨の通知がありましたのでお知らせいたします。

今回の改正は、近年、屋外式ストーブでカセットボンベを使用するもの（以下「屋外式カートリッジガスストーブ」という。）が普及し、粗悪品の流通や屋内等での誤使用による事故等が発生しており、現行の「屋外式ストーブ」に係る技術基準はカセットボンベを使用しないストーブを想定した基準となっており、カセットボンベを使用する小型ストーブに対応した基準になっていないことから、標記省令の「開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブ」の項を改正し、「屋外式カートリッジガスストーブ」の技術基準を規定したものです。

改正の内容につきましては、容量が多いことから添付しておりませんので下記のホームページをご参照ください。（ホームページ文中の〇改正概要、〇運用及び解釈等下線部をクリックすると詳しい内容が表示されます。）

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

記

〇掲載されているホームページ（経産省ホームページ内）

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/ekiseki/contents/ekiseki_180601tsutatsukaisei.pdf

以　上

発信手段：Ｅメール、保安部：渡辺、片岡